

## 2 職員の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7(2025) 年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の 人件費率
6(2024) 年度	人 76,216	千円 48,768,758	千円 2,753,354	千円 7,374,635	% 15.1	% 14.4

(注1) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(注2) 普通会計とは、特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業）及び公営企業会計（公営企業等事業）を除いたものをいいます。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

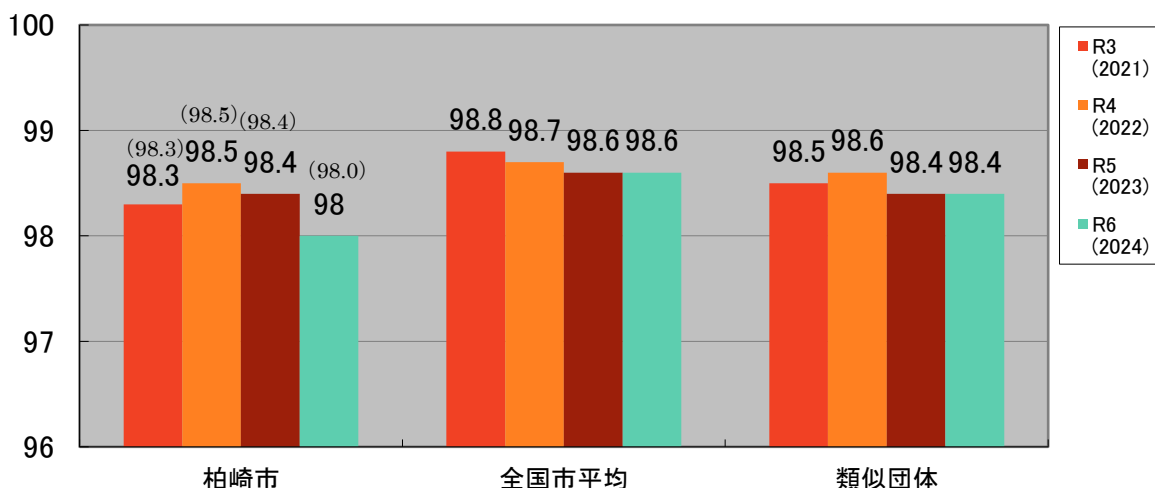
区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均1人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
6(2024) 年度	人 772	千円 2,905,534	千円 499,647	千円 1,171,732	千円 4,576,913	千円 5,929	千円 6,129

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、令和6(2024)年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注1) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員を100として計算した指数です。

(注2) () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(注3) 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(注4) ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7(2025)年4月1日現在)

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	43.0歳	333,270円	387,615円	352,247円
新潟県	44.2歳	338,401円	416,369円	368,789円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.8歳	326,597円	397,663円	362,268円

### ②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	44.3歳	21人	245,805円	254,637円	247,543円
新潟県	55.5歳	293人	315,518円	351,821円	333,308円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円
類似団体	51.8歳	19人	305,103円	336,779円	320,403円

(注) 年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

### ③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	34.2歳	303,953円	367,168円	323,761円
類似団体	38.6歳	317,357円	396,446円	355,150円

### ④福祉職(保育士等)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	39.5歳	316,830円	340,084円	323,285円
国	44.2歳	346,980円	—	395,165円
類似団体	37.7歳	297,258円	340,142円	319,521円

(注1) 「平均給料月額」とは、令和7(2025)年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注2) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員と比較するため、平均給与月額から時間外勤務手当等を除いて算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和7(2025)年4月1日現在)

区分		柏崎市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	227,856円	総合職 230,000円 一般職 220,000円
	高校卒	188,000円	196,445円	一般職 188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7（2025）年4月1日現在）

区分		経験年数別給料月額			
		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	287,490円	376,733円	-	402,014円
	高校卒	253,200円	-	294,900円	379,150円

（注）経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

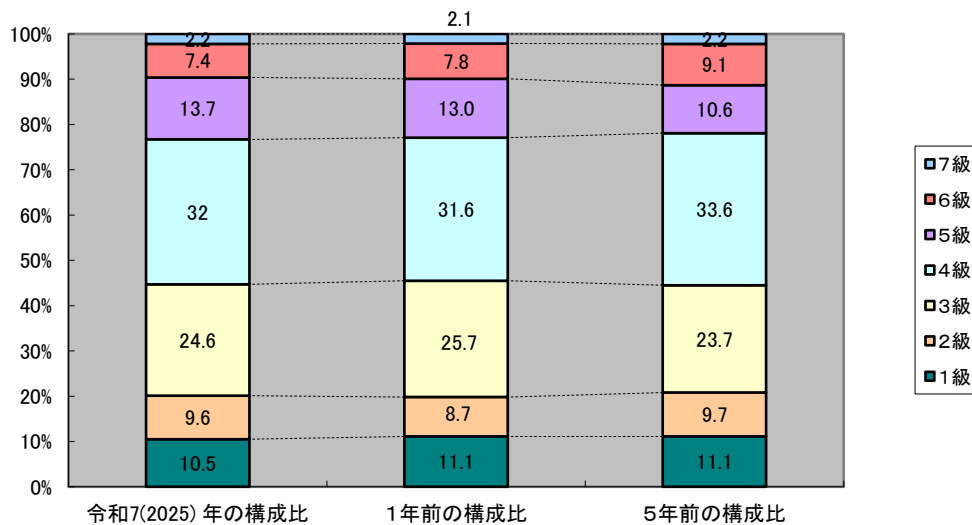
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7（2025）年4月1日現在）

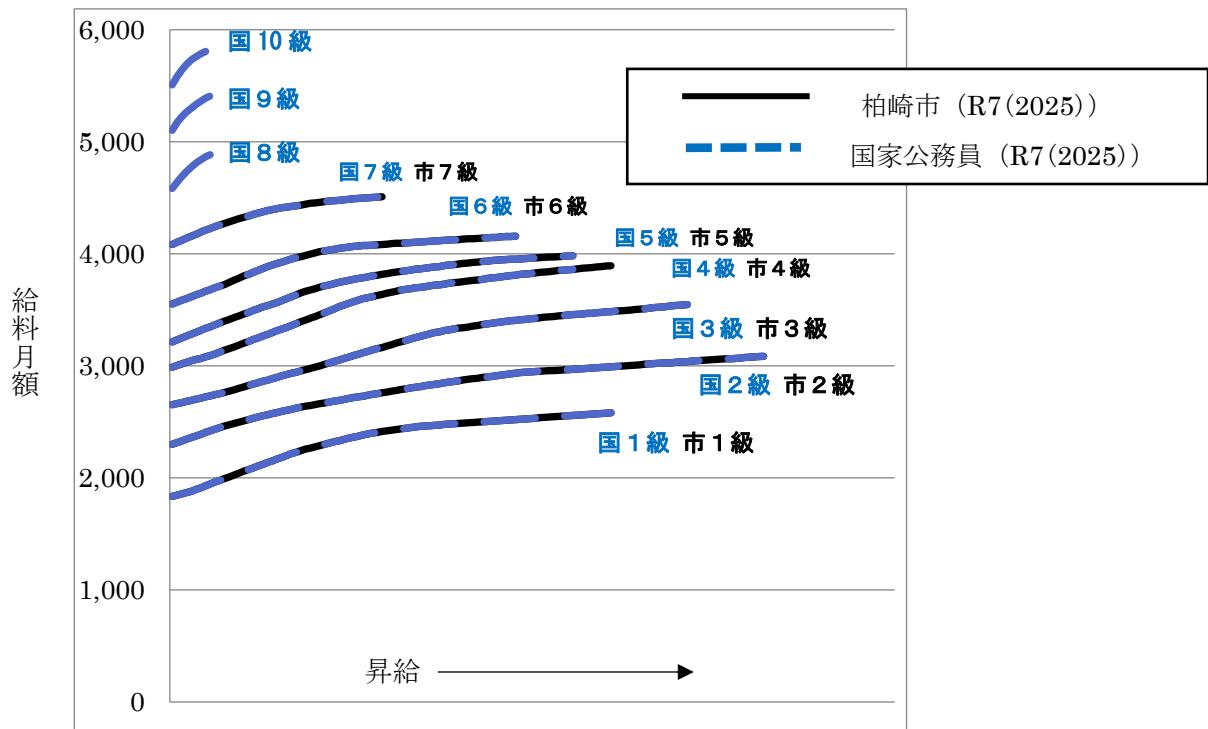
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	47人	10.5%	183,500円	258,100円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	43人	9.6%	230,000円	308,500円
3級	主査の職務	110人	24.6%	265,300円	354,700円
4級	係長、園長又は主任の職務	143人	32.0%	298,800円	389,300円
5級	課長代理又は副主幹の職務	61人	13.7%	321,300円	398,200円
6級	課長又は主幹の職務	33人	7.4%	355,200円	415,700円
7級	部長の職務	10人	2.2%	408,300円	450,900円

（注1）新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第13号）に基づく給料表の級区分による職員数です。

（注2）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7（2025）年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7(2025)年4月2日から 令和8(2026)年4月1日までに おける適用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

柏崎市	新潟県	国
1人当たり平均支給額 (令和6(2024)年度) 1,546千円		
(令和6(2024)年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.375) (1.025)	(令和6(2024)年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.375) (1.025)	(令和6(2024)年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40) (1.00)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置: 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置: 役職加算 5~20%, 管理 職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置: 役職加算 5~20%, 管理 職加算 10~25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7（2025）年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

（2）退職手当（令和7（2025）年4月1日現在）

柏 崎 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	勸奨退職制度（2%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	自己都合	7,720千円			
	勸奨・定年	22,186千円			
	その他	518千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6（2024）年度に退職した職員に支給された平均額です。

（3）地域手当（令和7（2025）年4月1日現在）

支給実績（令和6（2024）年度決算）		741千円	
支給職員1人当たり平均支給額（令和6（2024）年度決算）		370,526円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	1人	20%
新潟市	2%	1人	2%
柏崎市	0%	0人	0%

（4）特殊勤務手当（令和7（2025）年4月1日現在）

区 分			
支給実績（令和6（2024）年度決算）		5,100千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6（2024）年度決算）		37,774円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6（2024）年度）		16.3%	
手当の種類（手当数）		24	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	市税等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収業務に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	差押に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	1件当たり 500円
援護特殊調査手当	社会福祉事務所勤務する現業を行う所員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、指導監督を行う所員	被生活保護世帯等の著しく困難な訪問調査等に関する業務	日額 300円
防疫等	従事した職員	感染症が発症した場合等で感染者等の救護等業務	日額 290円

作業手当		家畜伝染病の蔓延を防止するための業務	日額 380 円
		(1)特定新型インフルエンザ等の患者若しくはその疑いのある者（以下「患者等」という。）の身体に接触して、又は患者等に接して行う作業	日額 1,500 円 （緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000 円）
		(2)患者等が使用した物件を処理する作業	
		(3)患者等の検体の搬送又は検査の作業 (4)その他市長が認める作業	
行旅病人取扱手当	従事した職員	行旅病人の取扱作業	1 件当たり 700 円
し尿処理業務手当	従事した職員	し尿処理施設におけるし尿処理業務	日額 500 円
ごみ処理業務手当	従事した職員	ごみ処理施設におけるごみ処理業務	日額 500 円
災害応急作業等手当	従事した職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は住民等の避難誘導業務	日額 500 円
災害活動手当	自動車運転者	災害に出動し、著しく危険な現場活動に従事する業務	勤務 1 回につき 550 円
	その他の職員		勤務 1 回につき 350 円
救急業務活動手当	救急救命士	救急業務に出動し、著しく危険又は不快な現場活動に従事する業務	勤務 1 回につき 500 円
	自動車運転者		勤務 1 回につき 400 円
	その他の職員		勤務 1 回につき 300 円
高所作業手当	従事した職員	災害現場において地上 15 メートルを超える作業に従事する業務	勤務 1 回につき 300 円
夜間招集手当	非常招集を命ぜられた職員	午後 9 時から翌日午前 5 時までの間、月 2 回以上招集される業務	2 回目から勤務 1 回につき 1,000 円
潜水作業手当	従事した職員	災害現場において、潜水機材を装備し、潜水作業に従事する業務	勤務 1 回につき 1,000 円
水上作業手当	従事した職員	災害現場において、救命ボート等により救出作業に従事する業務	勤務 1 回につき 300 円
放射線業務手当	従事した職員	原子力規制関係法令に定める管理区域に立ち入る場合で、防護服を着用する業務	1 当務につき 4,000 円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300 円
除雪作業手当	従事した職員	深夜の除雪車の運転（同乗して行う運転の補助を含む。）	日額 1,000 円
道路上・下水道特殊作業手当	従事した職員	特殊自動車を使用する著しく危険な道路補修作業等又は下水道管きよ内の汚泥若しくは異物除去の作業	日額 500 円
危険手当	1 診療所に勤務する職員（医師、歯科医師、保健師、看護師を除く。）	診療所運営に関する業務	1 月額 1,000 円
	2 診療所に勤務する保健師、看護師		2 月額 2,000 円
放射線取扱手当	診療エックス線技師又は助手として従事した職員	診療エックス線の照射に関する業務	日額 300 円
医師手当	診療所に勤務する医師、歯科医師	診療所運営に関する業務	採用の日以後の期間の区分に応じて月額 355,000 円～821,100 円
粗大ごみ等収集作業手当	従事した職員	粗大ごみ等の収集作業	日額 500 円
し尿収集作業手当	自動車運転手 清掃員	し尿収集作業	日額 500 円
ごみ処理作業手当	操機員	ごみ処理施設のごみ処理作業	日額 500 円

（注 1）徴収手当、し尿処理業務手当、ごみ処理業務手当、災害応急作業等手当、除雪作業手当、道路上・下水道特殊作業手当、粗大ごみ等収集作業手当、し尿収集作業手当及びごみ処理作業手当の支給額は、その日の勤務時間が 4 時間未満（除雪作業手当にあっては 2 時間未

満)であった場合は、支給額の100分の50とします。

(注2) 防疫等作業手当のうち、感染症が発症した場合等で感染症患者等の救護等業務については、心身に著しい負担を与えると市長が認める場合、家畜伝染病の蔓延を防止するための業務については、著しく危険であるもの又は心身に著しい負担を与えるものとして市長が認める場合には、100/100に相当する金額を加算した額となります。

(5) 時間外勤務手当

	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
令和6(2024)年度決算	262,928千円	319千円
令和5(2023)年度決算	263,384千円	318千円

(注) 平均支給年額を算出する際の職員数は、同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和7(2025)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (支給職員1人当たり平均支給年額) (令和6(2024)年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 3,000円</li> <li>父母等 6,500円</li> <li>子 11,500円(16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当:5,000円加算)</li> </ul>	同じ		83,635千円 (249,658円)
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給</li> </ul>	異なる	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、最高28,000円まで支給	32,797千円 (303,673円)
初任給調整手当	医師職員給料表の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額416,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給	同じ		426千円 (426,200円)
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者(電車、バス等利用者) 負担している運賃の額に応じて支給</li> <li>交通用具利用者(自動車等使用者) 片道の使用距離に応じて2,900円から最高33,700円まで支給</li> <li>パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2(上限3,000円)を支給</li> <li>上記手当合計額の上限を150,000円とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者は同じ。</li> <li>交通用具利用者は異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通用具利用者 国は片道の使用距離に応じ2,000円(2km以上5km未満)から最高31,600円(60km以上)まで支給</li> </ul>	45,220千円 (67,695円)
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対し、月額30,000円に距離に応じて70,000円の範囲内の金額を加算して支給	同じ		456千円 (456,000円)

宿日直手当	庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員には、勤務1回につき4,400円を支給	同じ		支給実績なし
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等…11,000円 課長等…8,000円</li> <li>管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 部長等…5,500円 課長等…4,000円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日又は休日等に勤務した場合、職員の区分に応じ、6,000円～12,000円を支給</li> <li>週休日又は休日以外の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合、3,000円～6,000円を支給</li> </ul>	1,486千円 (31,617円)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		11,834千円 (97,800円)
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間につき、100分の135の割合を乗じて得た額を支給	同じ		52,809千円 (512,712円)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性に鑑み、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等…66,400円 課長等…51,900円	同じ		33,512千円 (644,460円)

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7（2025）年4月1日現在）

区分		給料 月 額 等		
給料	市長	930,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	726,000円	1,064,000円/686,000円	
	教育長	625,000円	879,000円/623,500円	
報酬	議長	508,000円	629,000円/376,900円	
	副議長	434,000円	575,000円/309,700円	
	議員	407,000円	522,000円/286,600円	
期末手当	市長 副市長 教育長	(令和6(2024)年度支給割合) 3.45月分		
	議長 副議長 議員	(令和6(2024)年度支給割合) 3.45月分		
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		930,000円×在職月数×0.52	23,212,800円	任期满后時又は任期途中退職時
		726,000円×在職月数×0.34	11,848,320円	同上
		625,000円×在職月数×0.20	4,500,000円	同上

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。なお、教育長における退職手当の「1期の手当額」は、1期を3年（＝36月）として計算した場合の見込額です。

## 6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

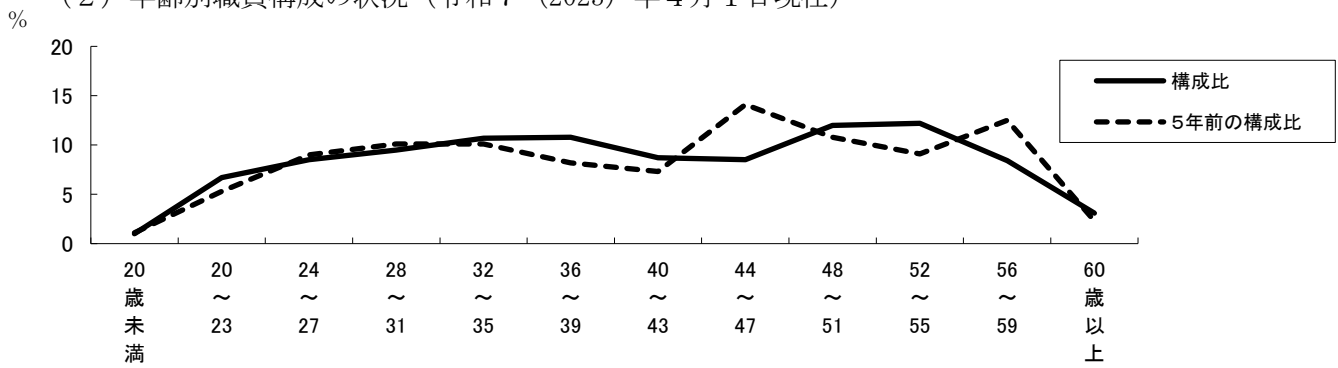
部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度			
普通会計部門	一般行政	議会	6	6	0	
		総務税務	172	170	▲2	業務執行体制見直しによる減
		民生	196	196	0	
		衛生	50	49	▲1	業務執行体制見直しによる減
		農林水産	36	34	▲2	係統合による減
		商工労働	26	26	0	
		土木	70	70	0	
	計	556	551	▲5	参考:人口1万人当たり職員数 72.86人 (類似団体人口1万人当たりの職員数60.27人)	
	教育部門	68	68	0		
	消防部門	148	154	6	消防体制強化による増	
小計	772	773	1	参考:人口1万人当たり職員数 102.21人 (類似団体人口1万人当たりの職員数78.32人)		
公営企業等会計部門	病院	15	13	▲2	オンライン診療導入、業務執行体制見直しによる減	
	水道	33	31	▲2	水質検査業務の委託による減	
	下水道	25	25	0		
	その他	43	43	0		
	小計	116	112	▲4		
合計		888 [1,008]	885 [1,008]	▲3	参考:人口1万人当たり職員数 117.02人	

(注1) 職員数は、一般職に属する職員数です。

(注2) [ ]内は、条例定数の合計です。

(注3) 人口1万人当たりの職員数については、令和7(2025)年4月1日現在の人口に基づく数値です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7（2025）年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
職員数 (885人)	9人	59人	75人	84人	95人	96人	77人	75人	106人	108人	74人	27人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数です。

(3) 職員数の推移（単位：人）

部門別	年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	過去5年間の 増減数(率)
一般行政部門		566	565	560	556	556	551	▲ 15 (▲ 2.7%)
教育		68	67	67	66	68	68	0 ( 0% )
消防		150	150	150	150	148	154	4 ( 2.7%)
普通会計計		784	782	777	772	772	773	▲ 11 (▲ 1.4%)
公営企業等会計計		118	117	117	116	116	112	▲ 6 (▲ 5.1%)
計		902	899	894	888	888	885	▲ 17 (▲ 1.9%)

(注1) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(注2) 職員数は、一般職に属する職員数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ①職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に 占める職員給与費 比率
令和6 (2024)年度	2,873,667千円	144,877千円	195,492千円	6.8%	7.1%

区分	職員数A	給 与 費				一人当たり B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 (2024)年度	33人	131,682 千円	18,152 千円	51,774千 円	201,608 千円	6,109千円	6,316千円

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、令和6(2024)年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

#### ②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7(2025)年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	48.9歳	320,331円	448,511円
市町村平均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

#### ③職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

柏崎市	市町村平均
1人当たり平均支給額(令和6(2024)年度) 1,569千円	1人当たり平均支給額(令和6(2024)年度) 1,593千円
(令和6(2024)年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.375) (1.025)	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置：役職加算5~15%	—

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7（2025）年4月1日現在）

柏崎市	市町村平均
令和6（2024）年度退職職員 1人当たり平均支給額 17,718千円	令和6（2024）年度退職職員 1人当たり平均支給額 7,847千円
（支給率） 区分 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	
（その他の加算措置） ・勸奨退職制度（2%加算）	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6（2024）年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（令和7（2025）年4月1日現在）

区 分			
支給実績（令和6（2024）年度決算）			140千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6（2024）年度決算）			12,700円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6（2024）年度）			33.33%
手当の種類（手当数）			5
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な停水処分及び差押に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

（注）徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
令和6(2024)年度決算	7,460千円	244千円
令和5(2023)年度決算	10,631千円	335千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当(休日給)を含みます。

(注2) 平均支給年額を算出する際の職員数は、同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和7(2025)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との比較		支給実績 (支給職員1人当たり 平均支給年額) (令和6(2024)年度決算)
		異同	異なる内容	
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 3,000円</li> <li>父母等 6,500円</li> <li>子 11,500円</li> <li>子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当:5,000円加算</li> </ul>	同じ		3,444千円 (264,923円)
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給</li> </ul>	異なる	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、最高28,000円まで支給	1,134千円 (283,500円)
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者(電車、バス等利用者) 負担している運賃の額に応じて支給</li> <li>交通用具利用者(自動車等利用者) 片道の使用距離に応じて2,900円から最高33,700円まで支給</li> <li>パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2(上限3,000円)を支給</li> <li>上記手当合計額の上限を150,000円とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者は同じ。</li> <li>交通用具利用者は異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通用具利用者 国は片道の使用距離に応じ2,000円(2km以上5km未満)から最高31,600円(60km以上)まで支給</li> </ul>	1,914千円 (61,748円)
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給</p> <p>部長等...66,400円 課長等...51,900円</p>	同じ		1,420千円 (709,800円)
直宿手当	<p>職員が直宿及び日直勤務をしたときに支給</p> <p>支給単価...4,400円</p>	同じ		支給実績なし
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等...11,000円 課長等...8,000円</li> <li>管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 部長等...5,500円 課長等...4,000円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日又は休日等に勤務した場合、職員の区分に応じ、6,000円～12,000円を支給</li> <li>週休日又は休日以外の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合、3,000円～6,000円を支給</li> </ul>	36千円 (17,750円)
休日給	<p>休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間につき、100分の135の割合を乗じて得た額を支給</p>	同じ		105千円 (21,026円)

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占め る職員給与費比率
令和6 (2024)年度	4,658,352千円	207,621千円	167,562千円	3.6%	3.5%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり B/A	(参考)市町村平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 (2024)年度	25人	112,675 千円	14,909 千円	45,973 千円	173,557 千円	6,942千円	6,187千円

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、令和6(2024)年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7(2025)年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	48.5歳	359,480円	509,342円
市町村平均	44.6歳	342,377円	516,175円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏崎市	市町村平均
1人当たり平均支給額(令和6(2024)年度) 1,839千円	1人当たり平均支給額(令和6(2024)年度) 1,561千円
(令和6(2024)年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.375月分) (1.025月分)	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置:役職加算5~15%	—

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7(2025)年4月1日現在)

柏崎市	市町村平均
令和6(2024)年度退職職員 1人当たり平均支給額 20,101千円	令和6(2024)年度退職職員 1人当たり平均支給額 6,119千円
(支給率) 区分 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 (その他の加算措置) ・勸奨退職制度(2%加算)	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6(2024)年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当(令和7(2025)年4月1日現在)

区 分			
支給実績(令和6(2024)年度決算)		15千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6(2024)年度決算)		1,689円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6(2024)年度)		36.00%	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な停水処分及び差押に関する業務(電話加入権の差押業務を除く。)	日額500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等(前処理室において使用する有機溶剤を含む。)を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額300円

(注) 徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
令和6(2024)年度決算	5,458千円	250千円
令和5(2023)年度決算	7,867千円	348千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当(休日給)を含みます。

(注2) 平均支給年額を算出する際の職員数は、同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7（2025）年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との比較		支給実績 (支給職員1人当たり平均支給年額) (令和6（2024）年度決算)
		異同	異なる内容	
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 3,000円</li> <li>・父母等 6,500円</li> <li>・子 11,500円</li> <li>・子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当：5,000円加算</li> </ul>	同じ		3,429千円 (244,929円)
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給</li> </ul>	異なる	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、最高28,000円まで支給	942千円 (314,000円)
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて支給</li> <li>・交通用具利用者（自動車等利用者） 片道の使用距離に応じて2,900円から最高33,700円まで支給</li> <li>・パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2（上限3,000円）を支給</li> <li>・上記手当合計額の上限を150,000円とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者は同じ。</li> <li>・交通用具利用者は異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通用具利用者 国は片道の使用距離に応じ2,000円（2km以上5km未満）から最高31,600円（60km以上）まで支給</li> </ul>	1,708千円 (71,150円)
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給</p> <p>部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円</p>	同じ		1,246千円 (622,800円)
宿日直手当	<p>職員が宿直及日直勤務をしたときに支給</p> <p>支給単価・・・4,400円</p>	同じ		(支給実績なし)
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給</li> <li>部長等・・・11,000円 課長等・・・8,000円</li> <li>・管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合に支給</li> <li>部長等・・・5,500円 課長等・・・4,000円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日又は休日等に勤務した場合、職員の区分に応じ、6,000円～12,000円を支給</li> <li>・週休日又は休日以外の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合、3,000円～6,000円を支給</li> </ul>	44千円 (22,000円)
休日給	<p>休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間につき、100分の135の割合を乗じて得た額を支給</p>	同じ		79千円 (26,375円)